

定期予防接種	
対象者	接種日時時点でさいたま市に住民登録のある以下の(1)～(3)に該当する方 (1)令和7年4月2日～令和8年4月1日に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える方 (2)100歳以上の方（令和7年度のみ） (3)60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者として厚生労働省で定める方
接種場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市内実施医療機関 ・市外（県内）相互乗入接種協力医療機関 ・老人保健施設等
使用するワクチン 接種回数 接種間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・生ワクチン：1回（病気や治療により免疫が低下している方は接種不可） ・組換えワクチン：2回（2か月以上の間隔をあける）
個人負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・生ワクチン：5,000円 ・組換えワクチン：1回あたり18,200円 ※定期予防接種対象者のみ、個人負担金免除あり
接種期間	令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで

〈上記定期接種対象者(1)(2)に該当する生年月日〉

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日から昭和36年4月1日まで
70歳	昭和30年4月2日から昭和31年4月1日まで
75歳	昭和25年4月2日から昭和26年4月1日まで
80歳	昭和20年4月2日から昭和21年4月1日まで
85歳	昭和15年4月2日から昭和16年4月1日まで
90歳	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日まで
95歳	昭和5年4月2日から昭和6年4月1日まで
100歳以上	大正15年4月1日以前

市独自助成	
対象者	接種日時時点でさいたま市に住民登録のある 50歳以上 で 帯状疱疹ワクチン定期予防接種の対象でない方
接種場所	市内実施医療機関
使用するワクチン 接種回数 接種間隔	<ul style="list-style-type: none"> ・生ワクチン：1回（病気や治療により免疫が低下している方は接種不可） ・組換えワクチン：2回（2か月以上の間隔をあける）
個人負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・生ワクチン：5,000円 ・組換えワクチン：1回あたり18,200円
接種期間	令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで

※令和7年4月以前に帯状疱疹ワクチンの接種歴がある方は、当該予防接種を受けることはできません。ただし、組換えワクチンを1回接種した方が、2回目の接種を定期予防接種または市独自助成として接種することは可能です。

※65歳を超える5歳年齢ごと（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）の定期接種、市独自助成の実施は5年間（令和11年度まで）の経過措置です。